

第3号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋中央公園の野球場スコアボードが経年劣化により使用できなくなったことに
伴い、附属設備から削除するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第4（第10条関係）				別表第4（第10条関係）			
1 公園施設を設ける場合～3 有料公園施設を利用する場合（略）				1 公園施設を設ける場合～3 有料公園施設を利用する場合（略）			
4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				4 有料公園施設の附属設備を利用する場合			
施設の種類	設備の種類	金額	超過料金	施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	(略)	(略)	芦屋中央公園	野球場照明	(略)	(略)
					野球場スコアボード	1時間 400円	1時間につき 40
						(1時間未満は1時間とする。)	0円
	放送器具	(略)					(1時間未満は1時間とする。)
川西運動場～芦屋公園	(略)	(略)	(略)	川西運動場～芦屋公園	(略)	(略)	(略)
5 都市公園を占用する場合・6 都市公園において行為をする				5 都市公園を占用する場合・6 都市公園において行為をする			

改正後	改正前
場合（略）	場合（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋中央公園の野球場スコアボードが経年劣化により使用できなくなったことに伴い、附属設備から削除するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合の表中芦屋中央公園から野球場スコアボードを削除する。(別表第4関係)

3 施行期日

公布の日